

2024年(令和6年)4月1日  
日本空港ビルディング株式会社

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止についての方針

日本空港ビルディング株式会社（以下「当社」といいます）直営外貨両替所は、東京国際空港を利用して出発又は到着される個人のお客さまの外貨両替の健全性を確保するため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する国際条約等、並びに「外国為替及び外国貿易法」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令に従い、下記の取り組みを実施いたします。お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

### 記

- 外貨両替（以下「取引」といいます）に際し、当社は取引時確認及びご本人様確認を実施いたします。当社はお客さまがお申込のご本人であることを確認できる書類として、顔写真入り公的書類の提示並びにその写しの交付及び当社での保管を求め場合がございます。また、職業、取引の目的・背景、資産・原資、渡航先及び航空機便名等について詳しい説明を求め、かつ、それらの裏付けとなる資料の提出をお願いする場合がございます。当該ご説明及び資料提出等にご協力いただけない場合、確認にお時間を要するほか、当社の判断により、取引に応じることができない場合がございます。

- 前項にかかわらず、10万円以上の取引においては、当社はお客さまより「氏名・電話番号・航空機便名」を外貨両替票の記入欄にご記入いただく方法によりご申告いただきます。また、50万円以上（取引を分割することにより、1回当たりの取引金額を50万円以下に引き下げていることが明かな場合を含みます。）の取引においては、上記に加え、当社所定の書類に「氏名・住所※・生年月日」のご記入をお願いするとともに、ご記載いただいた内容が事実であることを証明する顔写真入り公的書類の写しを保管させていただきます。

※ 2020年(令和2年)2月4日以降に申請されたパスポートには住所記載欄がございませんので、公的書類としてパスポートをご提示いただく方については、他の本人確認書類や公共料金の領収書等住所がわかる資料を追加でご提示いただくこととなりますのでご了承ください。

- 当社規定に基づき、当社直営外貨両替所における1日の取引限度額を100万円以内、同一名義人による1ヵ月（30日）の取引限度額を300万円以内とさせていただきます。
- 当社では、法人のお客さまの取引、及び、個人のお客さまの事業性資金の取引については、取引をお断りいたします。
- 当社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、制裁違反の防止に取り組み、適切な態勢の構築及び継続的な改善に努めます。

※ 個人情報の取扱いについて：ご記入及びご提示いただきました個人情報、公的書類の写し等につきましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の金融機関等による取引時確認及びご本人確認以外の目的には使用いたしません。個人情報の取扱いの詳細については、当社プライバシーポリシーをご確認ください。

[https://tokyo-haneda.com/privacy\\_policy/index.html](https://tokyo-haneda.com/privacy_policy/index.html)

以上